



埼玉県報

第 2 5 2 7 号
平成 2 5 年 9 月 1 7 日
火 曜 日

目 次

規則

- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)

告示

- [庁外クラウドシステムの賃貸借に関する落札者等の公示\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [実験台ほかの購入に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [越谷都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託に関する落札者等の公示\(県立学校人事課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道下早見菖蒲線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道下早見菖蒲線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九五五

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部を次のように改める。

警察本部		
<p>参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>財務局長</p> <p>組織犯罪対策局長</p> <p>運転免許本部長</p> <p>方面本部長</p> <p>参事</p> <p>参事官</p> <p>理事官</p> <p>警察学校長</p> <p>警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、熊谷、深谷、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p> <p>警察本部の課（室・所・隊）長</p> <p>監察官</p> <p>聴聞官</p> <p>管理官</p> <p>訟務官</p> <p>主席師範</p> <p>総括調査官</p>	<p>一種</p> <p>二種</p> <p>三種</p>	

<p>市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p>	<p>主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 照会センター所長 留置センター所長 監査室長 装備技術センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 防犯のまちづくり推進室長 生活安全特別捜査隊長 少年サポートセンター所長 環境犯罪対策室長 地域指導室長 航空隊長</p>
<p>四種</p>	

	<p> 刑事指導室長 捜査支援センター所長 検視調査室長 法医鑑定室長 暴力団排除対策室長 交通安全対策推進室長 放置駐車対策センター所長 交通管制センター所長 交通反則通告センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 特別機動警察隊長 初任教養部長 警察署副署長 </p>	
<p> 次席 副隊長 術科教養部長 </p>		<p>五種</p>

附 則

この規則は、平成二十五年九月十八日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
庁外クラウドシステムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 7 月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町 3 番地
- 5 落札金額
95,085,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年 6 月14日

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人恋活婚活支援協会
- 三 代表者の氏名
秋田 大地
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市柳根町七番三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、未婚の成人男女に対して、結婚促進の支援に関する事業を行い、地域と社会の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年九月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東松山市学童保育の会
- 三 代表者の氏名
竹下 有司
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市松山町一丁目十三番五十六号
- 五 定款に記載された目的
この会は、会員相互の助け合いによる運営の下、昼間労働等によって父母等が家庭にいない子ども達をはじめ、全ての子ども達の放課後及び学校休業日の安全で豊かな生活を築き、誰もが安心して働き、生活する事のできる地域社会を築く事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百四十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
実験台ほか 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県衛生研究所総務担当 埼玉県さいたま市桜区上大久保639番地 1
- 3 落札者を決定した日
平成25年 7月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社サンスコーポレーション 埼玉県さいたま市緑区大字大間木17番地 3
- 5 落札金額
65,919,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年 6月11日

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

越谷市から越谷都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2
- 5 落札金額
40,845,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年5月21日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字長野字吾妻 四三四五番三地先まで</p>	<p>行田市大字長野字吾妻 四四一八番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇、 一九・一八</p>	<p>七・五〇、 一九・一八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二三七・七四</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字長野字吾妻 四四一八番二地先から 同市大字長野字吾妻 四三四五番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年九月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年九月十七日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十一号で告示した道路区域の供用開始である。 延長二三七・七四メートル。</p>	<p>備考 県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路。</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 下早見菖蒲線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで</p>	<p>久喜市下早見字内谷一六九八番二地 先から同市下早見字内谷一七九九番</p>	<p>区 間</p>
<p>一八・三〇〇 一三二・〇〇〇</p>	<p>一五・八〇〇 一九・五〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六四・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道拡幅工事である。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

<p>下早見菖蒲線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市下早見字内谷一六九八番三地从先から 同市下早見字内谷一七九九番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年九月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年九月十七日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路区域の変更の供用開始である。 延長 六四・五〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県選管告示第九十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十五年九月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十五年九月十九日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について